

令和3年8月

女性のためのなやみ相談に関する「よくある質問・回答」

〔県立男女共同参画センターの相談体制等〕

Q1：なやみがある場合は、何でも相談できますか。

A：女性の心理カウンセラー等（以下「女性カウンセラー」）が家族や人間関係、DVなどのご相談に応じます。様々な悩みや問題をお聴きし、情報提供や気持ち・考え方の整理などのお手伝いをします。相談の際に女性カウンセラーが県立男女共同参画センター（以下「イーブン」）では対応できない相談であると判断した場合は、他の相談窓口をご案内します。

Q2：イーブンに行けば、すぐに面接相談を受けられますか。

A：面接相談は事前予約制です。必ず事前に面接相談日時の予約（以下「面接予約」）をお取りください。予約受付電話：(078)360-8554

Q3：電話相談の時間はどれくらいですか。また、何回でも相談できますか。

A：1日1回20分以内としています。これは、電話相談を希望されるより多くの方にご利用いただくための対応です。よって、不急の頻繁な利用（毎日電話する等）はご遠慮いただきますようご理解・ご協力をお願いします。

Q4：女性カウンセラーの情報（名前、経歴など）を教えてください。

A：女性カウンセラーに関する一切の情報はお答えできません。なお、女性カウンセラーは専門の資格や知識、カウンセリングの豊富な経験等を持っています。

Q5：法律相談（離婚、財産分与、養育費等）を受けられますか。

A：イーブンでは女性弁護士による法律相談を行っています。（毎月1回・30分）
法律相談を受けるための手順は次のとおりです。

- ① 課題の整理により円滑に対応するため、事前に女性カウンセラーとの面接相談を必ず受けていただきます。（事前予約制）
- ② 女性カウンセラーとの面接相談により、法律相談が必要な案件であると判断すると、イーブンが法律相談を受けていただく手配を行います。

Q6：法律相談は誰が行うのですか。

A：女性弁護士が対応します。なお、弁護士の氏名、連絡先、事務所の所在地などに関するお問い合わせには一切お答えできません。

Q7：面接相談に子どもを連れて行くことはできますか？

A：面接相談は、相談される方お一人のみで入室していただきます。詳細については、面接予約の際など必ず事前にイーブンの担当者にご相談ください。

〔各種相談、関連窓口〕

Q 8 : 病院（精神科・心療内科）に通院していますが、イーブンで面接相談を受けることはできますか。

A : 主治医の承諾がない場合は、面接相談のご利用はできません。まずは、主治医にご相談いただき、承諾（指示を含む。）が得られた場合は、ご利用ください。

Q 9 : うつ症状や不安感に悩んでいます。心の健康に関する相談はどこでできますか。

A : 県や各市の精神保健福祉センター等で心の悩みや精神的な病気に対する電話相談が実施されています。これらの専門機関にお問い合わせください。

（参考）精神保健福祉センター等の相談窓口（次の URL で表示されます。）

http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf21/hw35_000000005.html

Q10 : DVに関する相談はどこでできますか。

A : イーブンでも、DVに関する心理的ケアを中心とした相談に応じています。

配偶者から身体的暴力を受けている場合や、一時保護を希望するなど緊急かつ具体的な対応が必要な場合は、お住まいの市町の福祉事務所または配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。

（参考）配偶者暴力支援センター等のDV相談窓口（次の URL で表示されます。）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/hw10_000000033.html

Q11 : 職場でハラスメント（セクハラ、パワハラ等）に関する相談はどこでできますか。

A : 兵庫労働局「ハラスメント対応特別相談窓口（TEL 078-367-0820）」または最寄りの労働基準監督署で相談できます。これらの専門機関にお問い合わせください。

（参考）兵庫労働局・労働基準監督署等（次の URL で表示されます。）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/ie10_000000059.html

Q12 : 急ぎで法律相談を受けたいのですが、どうすればいいでしょうか。

A : 法テラス兵庫の相談窓口（TEL 050-3383-5440）や、各市等の男女共同参画センター等の行政窓口でも法律相談を行っているところがあります。これらの専門機関等にお問い合わせください。（イーブンの法律相談はQ 5 を参照）